

記者会見資料

平成27年5月22日(金)

保健福祉部高齢介護課(高齢企画係)

担当:三浦(内線402)

## 福祉避難所等に関する協定締結式について

### ■趣旨

大規模災害等が発生した際、一般の避難所ではその生活に支障を来すおそれのある高齢者や障害者、妊産婦等の要配慮者の支援に資するため、広く市内の社会福祉施設等と福祉避難所の設置等に係る協定を締結します。

### ■経緯

市地域防災計画に基づく福祉避難所の確保等のため、市福祉避難所運営マニュアルを策定し、拠点福祉避難所として4カ所の市立福祉施設を位置付けているところですが、このたび民間の社会福祉施設において災害時に要配慮者の受入れが可能な施設と福祉避難所設置に係る協定を締結するとともに、専門的人材の派遣及び福祉用具等の供給の協力に係る協定を併せて締結することにより、要配慮者支援の充実を図るものです。

### ■協定締結先

協定の締結先は市内の高齢者福祉施設、障害者福祉施設、訪問介護事業所、福祉用具貸与事所等の計25法人です。

### ■協定締結式日程等

協定締結式は、5月25日(月)午後3時よりワン・テン庁舎交流室A・Bにて行います。

### 【協定の内容】

#### (1) 災害時における福祉避難所の設置・運営に関する協定

民間の社会福祉施設等に対し福祉避難所の開設・運営を要請し、要配慮者の避難生活を支援するための福祉避難所の設置・運営に関する協定

【特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、デイサービスセンター等 18法人30か所】

#### (2) 災害時における要配慮者の介護支援に関する協定

福祉避難所における介護支援等の充実を図るための、介護の専門的知識・技術を有する民間介護事業所等のスタッフの派遣に関する協定

【訪問介護事業所、訪問看護ステーション等 18法人34事業所】

#### (3) 災害時における福祉用具等の供給に関する協定

福祉避難所において福祉用具等を必要とした際の需要を満たすための、福祉用具等の供給に関する協定

【福祉用具貸与事業所 3法人4事業所】